

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|------------------------|
| 1 | 4号機 | <p>定期検査中の原子炉建屋中地下階の床ドレンファンネル周りに水が溜まっていることを確認した。</p> <p>溜まっていた水の量は、約2リットル、放射量は約4.4×10⁵ベクレルであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該エリアの清掃後、排水配管の通水確認を行ったところ、床ドレンファンネルの排水配管に詰まりが確認されたことから、これにより床ドレンファンネルより逆流して溢れたものと推定した。 吸引ポンプにより当該排水配管の詰まりを除去した。 今回、水抜き作業で排水を行ったドレンファンネルについては、定期的な通水確認を行っていなかった。 今後、点検等により配管の水抜きに用いるドレンファンネルについて、事前に通水確認を行ったうえで水抜きを行うこととする。 本事象による外部への放射能の影響はない。 | GⅡ | 2月14日公表済 (PDF161KB) |

その他：52件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 1 | 1号機 | 復水脱塩装置用空気圧縮機後備冷却器のドレン分離器圧力指示計の点検において、圧力検出元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | GⅢ | |
| 2 | 1号機 | タービン建屋換気空調系給気処理装置用加熱蒸気戻り系配管の保温材カバーに一部破損が認められたため、当該部を点検・修理 | GⅢ | |
| 3 | 2号機 | 主発電機密封油装置の非常用密封油ポンプ圧力調整弁の上部より油の微量リークが認められたため、原因調査後、対応検討 | GⅢ | |
| 4 | 2号機 | 原子炉建屋原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）室出入口扉に施錠不可が認められたため、当該扉を点検・修理 | GⅢ | |
| 5 | 2号機 | ドライウェル除湿冷却系の膨張タンク補給水弁閉動作時の振動により、同膨張タンクのレベル高を示す警報が誤発生することが認められたため、同膨張タンクのレベルスイッチを点検・修理 | GⅢ | |
| 6 | 2号機 | 所内ボイラ（B）の主蒸気入口弁及び主蒸気入口逆止弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修離 | GⅢ | |
| 7 | 2号機 | 原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービンの保温材に一部破損が認められたため、当該部を点検・修理 | GⅢ | |
| 8 | 2号機 | 所内ボイラ（A）の主蒸気入口弁及び主蒸気入口逆止弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | GⅢ | |
| 9 | 3号機 | サービス建屋換気空調系中央制御室空調機用冷媒電磁弁の開閉試験準備における同弁開閉回路のジャンパー作業の際、ジャンパー線のワニクリップが隣の端子に触れたことから、「空調設備故障」を示す警報が発生し、サービス建屋空調機の停止及び予備機の起動事象が認められたため、対応検討 | GⅡ | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|-------|----|
| 10 | 3号機 | 廃棄物処理建屋2階上屋電源盤室の南側にある資材倉庫内の上部壁際より雨水の浸入(約1.5リットル、汚染無し)が認められたため、当該部を点検・修理 | G III | |
| 11 | 4号機 | 循環水系配管の点検において、侵入防止板マンホールフランジ外面(A~F出入口)及びボール捕集器マンホールフランジ外面(A~F)に腐食が認められたため、当該部を修理 | G III | |
| 12 | 4号機 | 主復水器細管洗浄装置のボール捕集器(A, B, C, F)の点検において、ライニング部に剥離が認められたため、当該部を修理 | G III | |
| 13 | 4号機 | 主蒸気系主蒸気加減弁(No. 2)の点検において、上部レバー取付用ピンに固着が認められたため、当該ピンを交換 | G III | |
| 14 | 4号機 | 主低圧タービン(C)内部車室(下半)の浸透探傷検査において、指示模様ที่認められたため、当該部を修理 | G III | |
| 15 | 4号機 | 主低圧タービン(C)ローター16段(タービン側・発電機側)の浸透探傷検査において、タイワイヤーの銀ロー溶接部に指示模様が認められたため、当該部を修理 | G III | |
| 16 | 4号機 | 主低圧タービン(B)内部車室(下半)の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理 | G III | |
| 17 | 4号機 | 気体廃棄物処理系グリコール溶液タンクレベル指示計の保温材カバー(結露対策用)に一部破損が認められたため、当該部を点検・修理 | G III | |
| 18 | 4号機 | 復水補給水系の廃液濃縮器給液ポンプ(A)出口元弁の電磁弁からエアリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理 | G III | |
| 19 | 5号機 | 放水口温度検出器の点検において、絶縁不良及び指示値不良が認められたため、当該温度検出器を交換 | G III | |
| 20 | 5号機 | 取水設備バー回転式スクリーン装置(D・E・F・G)の点検において、洗浄水圧力検出配管の継手部に緩み及び海水のリーク跡が認められたため、当該部を修理 | G III | |
| 21 | 5号機 | 主高圧タービン排気口~湿分分離器廻り他クロスアラウンド配管の点検において、同配管のマンホール締付けボルト・ナット(4組)に固着が認められたため、当該ボルト・ナットを交換 | G III | |
| 22 | 5号機 | 残留熱除去系熱交換器(B)海水入口弁点検後の復旧段階において、弁体を落下させたことから、ライニング部に剥離及びびめくれ等が発生したため、当該部を修理及び対応検討 | G II | |
| 23 | 5号機 | 非常用ディーゼル発電設備(B)用発電機点検後の試運転時に、異音が確認されたことから調査した結果、反エンジン側のエンドカバー下部に未回収のコレクタリング養生材を発見したため、当該養生材を回収及び対応検討 | G II | |
| 24 | 5号機 | 主復水器水室(A1・A2)用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ(計17本)が認められたため、当該チューブに閉止栓を取付け | G III | |
| 25 | 5号機 | 主低圧タービン(A)排気室温度検出信号用の外部ケーブル端末部の点検・清掃時、アンブ端子部に劣化による一部折損が認められたため、当該アンブ端子部を交換 | G III | |
| 26 | 5号機 | 復水補給水系配管サポートの点検において、屋外トレンチ内の配管サポート(No. 1-QR005)に脚部の腐食が認められたため、当該配管サポートを修理 | G III | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|-------|----|
| 27 | 5号機 | 原子炉蒸気供給系主蒸気逃し安全弁の点検において、ベローズ漏えい試験を実施したところ、ロックナット部（全周）より漏えいを確認したため、原因調査後、対応検討 | G III | |
| 28 | 5号機 | 蒸気式空気抽出器の入口蒸気圧力調整弁駆動部の点検において、内部部品（1箇所）よりエアリークが認められたため、当該部品を交換 | G III | |
| 29 | 5号機 | 残留熱除去系ポンプ（A）入口弁（原子炉圧力容器側）のグランド部より、水のリーク（約600cc、全放射能：9420ベクレル）が認められたため、調査後、対応検討 | G III | |
| 30 | 5号機 | タービン補機冷却系熱交換器（A）の海水側入口ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | G III | |
| 31 | 5号機 | タービン補機冷却系熱交換器（C）の海水側入口ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | G III | |
| 32 | 5号機 | タービン建屋非常用ディーゼル発電設備（B）室南東側上部の加熱蒸気配管壁面貫通部より水のリーク（約1リットル、汚染なし）が認められたため、原因調査後、対応検討 なお、当該場所は拭取り済み、水受け容器設置中。 | G III | |
| 33 | 5号機 | タービン建屋地下1階の西側廊下エリアにて、火災報知器の誤作動が認められたため、原因調査後、対応検討 | G III | |
| 34 | 5号機 | 起動変圧器（5SA）点検の準備として、6.9kV高圧電源盤（5SA-2）より仮設受電している480V電源盤（5A）を、480V電源盤（5B）より母線連絡による受電切替え操作を実施したところ、「480V電源盤（5A）母線連絡（5B）しゃ断器過負荷トリップ」の警報発生とともに「480V電源盤 母線電圧低」を示す警報が発生した。 以上の結果より、原子炉保護系（A系）が480V電源盤（5A）に繋がる480Vタービン建屋動力用電源開閉器盤（5A-2-4A）より受電していたことから、電源の喪失により「原子炉保護系（A系）ハーフスクラム」を示す警報が発生したため、対応検討 | G II | |
| 35 | 6号機 | タービン建屋換気空調系ダンパー操作器用スプリングケースのベント孔よりエアリークが認められたため、当該ダンパー操作器を点検・修理 | G III | |
| 36 | 6号機 | タービン発電機軸受油温度記録計において、主タービン軸受（No. 10）油温度の指示値不良（オバースケール）が認められたため、当該温度記録系を点検・修理 なお、プロセス計算機の指示値（軸受温度）には、上昇傾向はない。 | G III | |
| 37 | 6号機 | 復水系の復水回収タンク用レベルスイッチ（起動用または警報用）に動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・調整 | G III | |
| 38 | 6号機 | 主復水器細管洗浄装置（C2）用ボール循環ポンプに、グランド押さえ及びグランドパッキンの外れが認められたため、原因調査後、対応検討 | G III | |
| 39 | 6号機 | エリア放射線モニタ（A）の軽故障を示す警報が発生したため、原因調査後、対応検討 | G III | |
| 40 | 6号機 | 可燃性ガス濃度制御系の（B-1）の再循環ガス流量指示計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該流量指示計を点検・修理 | G III | |
| 41 | 6号機 | 残留熱除去系ポンプ（B）駆動用電動機冷却水配管のストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを清掃 | G III | |
| 42 | 6号機 | タービン建屋1階北東側の復水ろ過装置制御盤脇にあるページング装置に通話不良が認められたため、当該装置を点検・修理 | G III | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|---|-------|----|
| 43 | 集中環境施設 | 可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）の1次セラミックフィルタ（A）に塗装の一部剥離が認められたため、当該部を塗装修理 | G III | |
| 44 | 集中環境施設 | 制御室電気品室加湿用蒸気発生器のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃 | G III | |
| 45 | 集中環境施設 | 可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）1次セラミックフィルタバーナー（D）に着火不良が認められたため、当該バーナーを点検・修理 | G III | |
| 46 | 集中環境施設 | 高温焼却炉設備の熔融物排出装置機器異常を示す警報が発生し、待機状態に自動移行したため、原因調査後、対応検討 | G III | |
| 47 | 集中環境施設 | 可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）焼却灰取出ボックス（B）の逃し弁作動を示す警報が発生したため、当該弁を点検・修理 | G III | |
| 48 | 集中環境施設 | 廃液濃縮系再生廃液受タンク（C）入口弁に開動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理 | G III | |
| 49 | 集中環境施設 | 廃液乾燥固化系遠心薄膜乾燥機用速度設定器に回転速度の制御不良が認められたため、当該速度設定器を点検・修理 | G III | |
| 50 | その他 | 水処理設備制御盤内の停電検出タイマ回路より異音が認められたため、当該回路を点検・修理 | G III | |
| 51 | その他 | 水処理設備排水処理装置総合排水ポンプ（A）のケーシング部より異音がしており、流量が通常より低下しているため、当該ポンプを点検・修理 | G III | |
| 52 | その他 | 「1号機 制御棒外観点検業務」及び「4号機 制御棒外観点検業務」についての緊急承認書において、承認権限の間違い（所長の承認を得るべきところ部長の承認を得ていた）が認められたため、対応検討 | G II | |